また、博物館建設につきましては、白石市博物館建設構想委員会からの答申を受けたことにより、市民団体も早期建設実現に向けての署名活動やフォーラムを展開するなど、市民参画型の博物館建設が切望されてきておりますことから、**18年度は白石市博物館建設委員会を設置するとともに、行政側としても博物館建設準備室を設置し**、白石市の将来を見据えながら博物館建設について多角的に検討してまいりたいと考えております。

■都市基盤の整備

都市基盤の整備といたしまして、市街地全域を網羅するための第2循環道路となる、都市計画道路「沖の沢郡山線」の開通を目指し、本年度は工事のピークを迎える斎川および谷津川の橋梁下部工ならびにJR東北本線跨線橋下部工の整備を着実に進めてまいります。

地方道路整備事業につきましては、平成16年度から越河五賀地区において「市道原線道路改良事業」を実施しておりますが、本年度は舗装工事を完了させ、越河地区の全線供用開始を目指してまいります。

また、平成18年度から新規補助事業として、斎川地区の「市道原線道路改良事業」に着手し、測量設計、用地買収を実施してまいります。

さらに、前年度から着手している福岡地区「市道上の山線・市道東北線」および大鷹沢地区「市道土符線」の各道路改良事業につきましては、改良および舗装工事の実施により、上の山線・土符線は一部供用を開始し、東北線は全線共用開始を目指してまいります。

農業集落環境の整備につきましては、林道大清水線の改修工事をはじめとして農道・水路などを整備するとともに、ふるさと農道緊急整備事業の採択を受けて実施しております5路線、総延長2、458メートルの早期完成に向けて鋭意努力してまいります。

■第三次行政改革

最後に第三次行政改革の着実な推進でございます。昨年度、行政改革の一環として、指定管理者制度を導入し、地区公民館の運営を住民の皆様で組織した各地区まちづくり協議会などに委託いたしましたが、地元農産物の産直センターの開設や公民館を利用した「子どもの居場所づくり」として、地域全体で子どもたちの安全確保と同時に地域の伝統文化を伝承するなどの特色ある地域づくりが実施され、これらの動きは今後さらに大きくなるものと思われ、地域の活性化に大きな成果を上げております。

本年度は、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づいて、**行政改革大綱の見直し**を行い、地方公務員全般にわたる定員管理・給与の適正化、地方公共団体における行政の役割の重点化、説明責任の確保などを積極的に推進し、分権型社会システムに対応するための**「集中改革プラン」を策定**し取り組んでまいります。

以上、平成18年度の主要な施策につきまして概要を述べさせていただきましたが、最後に小原上戸沢の産業廃棄物最終処分場問題につきましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、白石市の自然環境と白石市民のみならず、県民の命の源となる水と健康を守るため全力で取り組んでまいります。

急激に進展している少子高齢社会、そしてついに迎えた人口減少社会という大きな時代のうねりの中、誰もが安全で安心して幸せに暮らせる地域社会を創るため、市民の皆様とともに人にやさしいまちづくりを基本とし「こころ豊かなふるさと白石」の実現に向け、全力で市政を執行してまいる所存でありますので、議員の皆様、市民の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

平成18年度事業紹介
「白石市紹介DVD「(仮称)四季―白石物語」の制作」

白石市の豊かな自然や観光施設、イベントなどの最新の魅力を内外に紹介するDVDを制作し、駅や観光拠点施設・物産展でのリピート上映により観光人口の増加など、観光産業を中心とする地域の活性化を図ります。

また、小中学校などの授業で活用して郷土愛をはぐくむとともに、本市の魅力を短時間で紹介できることで企業誘致などにも活用します。

ホームページなどへの転用が可能なデジタルハイビジョン撮影（録画時間20～25分）※**写真はイメージです。**

はじまります障害者自立支援法

これまで、障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容などが決められていましたが、4月からは障害者自立支援法により、どの障害の方も共通のサービスを地域において受けられるようになります。

障害福祉サービスの内容

【4月から開始されるサービス】

①居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で入浴や排せつ、食事などの介助

②行動援護
行動が困難で常に介護が必要な方に、日常生活や行動するときの必要な介助、外出時の移動の補助

③児童デイサービス
障害児が施設に通い日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活の適応訓練

④短期入所（ショートステイ）
介護を行う方が病気などの場合の、短期間の施設へ入所

⑤共同生活援助（グループホーム）
地域で共同生活を営む方への住居に関する相談や日常生活上の援助

【10月から開始されるサービス】

①重度訪問介護
常に介護が必要な方に、自宅での介助や外出時の補助

②重度障害者等包括支援
常に介護が必要で介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、包括的にサービスを提供

③療護介護
医療が必要で常に介護が必要な方に対する、医療機関での機能訓練や療養上の介護など

④生活介護
常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動などを提供

⑤自立訓練
一定の期間、自立した日常生活などのための必要な訓練の提供

⑥就労移行支援
就労を希望する方に一定の期間、生産活動や知識や能力の向上のための訓練を提供

⑦就労継続支援
通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会や生産活動、知識や能力の向上の訓練などを提供

⑦共同生活介護（ケアホーム）
共同生活場所での介護

⑧施設入所支援
施設に入所する方への介護

自立支援医療（4月より実施）

これまでの「更生医療」「育成医療」「精神障害者通院医療費公費負担制度」が一つの制度となります。

医療費の定率1割が利用者の負担となりますが、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」が設定されています。

一定の所得がある場合でも、医療上の必要から継続的に相当額の医療費負担が発生する場合に、費用負担を軽減する仕組みがあります。

なお、入院時の食費（標準負担額）は自己負担となります。

●更生医療
18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体の障害を除去、軽減して日常生活を容易にするための医療です。

●育成医療
18歳未満の特定の障害を持つ方で、身体の障害を除去、軽減して生活能力を得るための医療です。

●精神障害者通院医療費公費負担制度
精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象です。精神障害およびその障害によって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です。ただし、対象となる疾病の範囲はこれまでと同じです。

※「育成医療」については、宮城県仙南保健福祉事務所が窓口となります。
（☎0224―53―3132）

補装具と日常生活用具（10月より実施）

これまで所得税額に応じた応能負担で給付されてきた補装具と日常生活用具の給付が変更になります。

●補装具費の支給
・これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
・支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市が行います。

●日常生活用具
・日常生活の利便を図るための用具を給付または貸与します。
・給付決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市が行います。
・利用者負担は市が決定します。

※サービスを受けるためには、認定などの手続きが必要となります。
サービスを受けたい方は、福祉事務所社会福祉係または自立支援係までお問い合わせください。
また、4月からと10月からの二段階でのサービスの開始、公費負担の実施となりますので、お間違えのないようご注意ください。
㊐福祉事務所社会福祉係・自立支援係
☎22―1400